

# 第 2 章

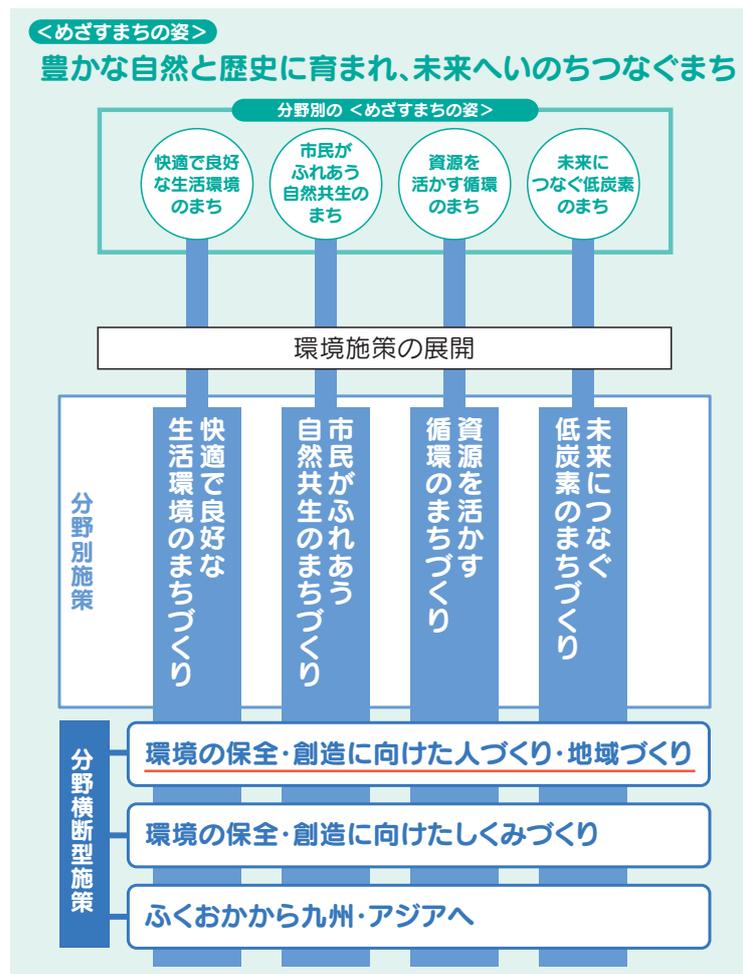
## 環境教育・学習の取組みの視点

## 1 取組みの視点 ～環境保全・創造に向けた人づくり・地域づくり～

第二次計画では「環境保全の人づくり・地域づくり」の視点に沿って、環境教育・学習を推進してきました。その結果、環境に関する市民の意識は高まっており、市民団体や学校、事業者などの各主体における環境保全活動も継続して行われていますが、各主体の取組みが「点」にとどまっているという状況があります。そのため、各主体の取組みを結びつけ、総体的に環境に対する意識や実践力を高めるとともに、幅広く環境行動の担い手である人材を育成し、その活躍を促進するため、今後も「人づくり・地域づくり」の推進が必要です。

また、第三次の環境基本計画においても、めざすまちの姿の実現のため、4つの施策分野でまちづくりを進めていくとともに、分野横断型の施策として、「環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり」を展開することとしています（下図参照）。

以上を踏まえ、環境教育・学習の取組みの視点として、第二次計画の視点を引き継ぎ、未来へのちつなくための「人づくり」「地域づくり」を掲げます。



福岡市環境基本計画 (第三次) より

## （1）環境保全・創造に向けた「人づくり」

めざすまちの姿の実現に向けては、行政だけでなく、市民・市民団体・学校・事業者も含めた各主体が環境の保全・創造に向け主体的に行動することが必要となることから、各々が基本的なモラル・マナーを身につけることはもちろんですが、以下の3つの要素を備えた未来へのちをつなぐための「人づくり」に取り組んでいくことが必要です。特に環境行動の担い手となるリーダーやコーディネーターとなる人材の育成が求められます。

- ①環境マインド  
（いつも環境にとってどうなのだろうかと思うところ、感性、行動する勇氣）
- ②行動を起こす際に必要となる知識・思考・判断力
- ③人に思いを伝える際や共に行動する際のコミュニケーション手法やコーディネート手法などの技術



## （2）環境保全・創造に向けた「地域づくり」

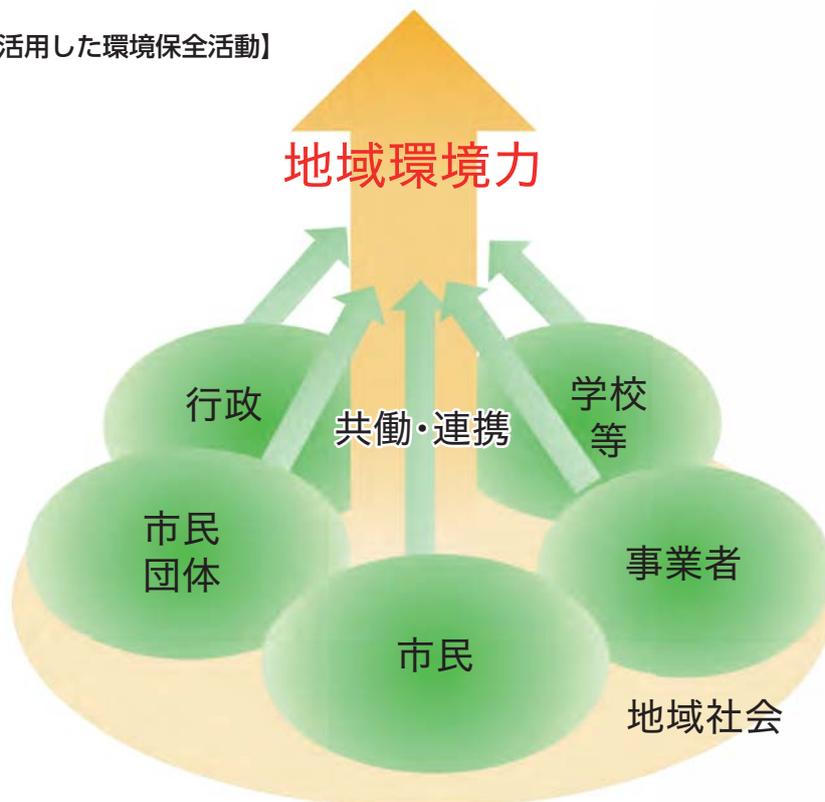
環境問題には、地域における問題など個人のみでは解決できないものがあり、また、地域の環境をより良くするうえでも、個人だけの取組みには限度があります。身近な地域の環境について、そこに関わりのある人々がつながり連携することで共通認識を持ち、協力して問題解決やより良い環境づくりに取り組むことができる、未来へのちをつなぐための「地域づくり」に取り組んでいくことが必要です。

- 地域には、地域を構成し特徴づけるさまざまな基盤があり、それぞれの地域の特徴は異なります。
  - ・自然的基盤…気候、地理、動植物・水など
  - ・社会的基盤…鉄道や道路などの交通、文化ホールなどの教育文化施設、地域に根ざす伝統や風土・歴史、地域に蓄積されているノウハウや知恵など
- また、地域社会は、それぞれの自然的・社会的基盤の上で、個人・家庭・近隣（自治会など）・学校・事業者・地方公共団体・NPOなど多様な主体が社会的・経済的活動を営むことによって成り立っています。
- 地域のさまざまな課題を解決し、より良い環境を築いていくためには、各主体が地域の特性を理解し、認識を共有することが必要です。その上で、地域社会での情報発信・提供が積極的に行われることにより、地域社会を構成するさまざまな主体が連携していくことが可能となります。

○ 地域の資源が把握され、地域社会を構成する主体が連携することにより、地域社会が一つの方向性を共有し、未来へのちをつなぐために各主体がより良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力(これを「地域環境力」と呼びます。)が高まっていきます。本計画の取組みの視点として掲げた環境保全・創造に向けた「地域づくり」は、この「地域環境力」を高めることだともいえるのです。

※ 「地域社会」は、個人・家庭・近隣(自治会など)・学校・事業者・地方公共団体・NPOなど多様な主体により成り立っていますが、本計画では、環境教育・学習を担う主体として「市民」「市民団体」「学校等」「事業者」「行政」の5つを位置づけます。

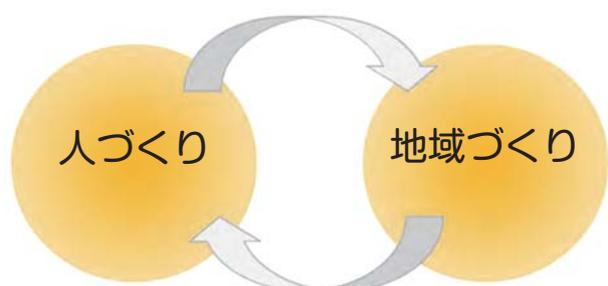
【地域環境力を活用した環境保全活動】



人づくりが地域づくりにつながり、地域が人を育てます。

また、地域社会が目標を共有し、よりよい環境のために取り組むことが地域社会の絆を深め、それにより環境などの地域の課題を解決する力もますます高まります。こうして、環境保全と地域社会の活性化を同時に達成する、「地域環境力」が高まります。

このような好循環のもと、人々が地域への誇りと愛着を持つとともに互いのいのちを尊び、支え合いながら共に生きる、未来へのちをつなぐまちを実現していきます。



## 2 環境教育・学習の取組みの視点と福岡市総合計画等

### (1) 福岡市総合計画

福岡市では、将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画である「福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画」を平成24年12月21日に策定しました。

この計画では、基本構想に掲げる都市像「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」の実現に向けて、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指すという大きな志のもと、新しい時代の都市づくりに果敢に挑戦していくことが示されています。

それは、福岡市の未来に向け、市民一人ひとりが夢と自信をもって、豊かで住みよい美しいまちを創り、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスがとれたコンパクトで持続可能な都市として、アジアに貢献し、そして目標とされる都市づくりに取り組んでいくということです。



「撮影者：Fumio Hashimoto」

そのための基本戦略として、「生活の質の向上と都市の成長の好循環」を創り出すことを打ち出しており、福岡市の「住みやすさ」に磨きをかけて市民生活の質を高め、質の高い生活が人と経済活動を呼び込み、都市の成長を実現させ、都市の活力によりさらに生活の質が高まるという好循環を創ることを掲げています。

この好循環を創りだすにあたっては、自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市を実現するとともに、そこで生きる市民一人ひとりが自律し、支え合い、心豊かに暮らしていることが欠かせません。つまり、多様な市民が身近な地域の課題やまちづくりに主体的に関わり、地域コミュニティ、NPO、ボランティア、企業、行政などあらゆる主体が、それぞれの知恵やノウハウなどを持ち寄って共働り、その相乗効果によってさまざまな課題を解決することが求められます。

この時、自らの地域の環境を見つめなおし、その課題解決に向かって各主体が目標を共有し行動を起こすことを通して、環境保全の推進と同時に地域社会の活性化が期待されることから、環境教育・学習が果たす役割は非常に大きいものです。

## (2) 県・国の環境施策の方針

福岡県や国においても、環境保全の取組みを推進するうえで、人づくり・地域づくりの視点を取り入れており、個々の表現に違いはありますが、環境教育・学習におけるその重要性を繰り返し確認することができます。

### 1) 福岡県

福岡県は、平成25年3月に「福岡県環境総合ビジョン（第三次福岡県環境総合基本計画）」を策定しています。この計画は、県民一人ひとりが物質的にも精神的にも幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、環境の視点から7つの柱（①低炭素社会の構築②循環型社会の構築③自然共生社会の構築④健康で快適に暮らせる生活環境の確保⑤国際環境協力の推進⑥よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり⑦環境負荷を低減する技術・産業の振興）を設定し、それぞれの柱ごとに目指す姿を示しています。

「よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり」では、「子どもも大人も県民誰もが環境負荷の少ない行動を心がけ実践している、持続可能な魅力ある暮らしやすい地域」「個々に行われていた環境教育・環境学習や環境保全活動が広がり、地域に根ざした環境保全の取組のネットワークが拡大した社会」「経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、環境負荷低減の取組が地域に定着した社会」を目指す姿に掲げています。

また、一人ひとりが環境について考え、行動し、よりよい環境を将来へ引き継いでいくことが重要であり、そのために、環境教育・学習を通じて地域の課題について自ら考え解決に向けて行動する力を育むような人づくり、そして、人づくりを支え、それらの行動を地域全体に広げ、地域に根差したものにしていく地域づくりが不可欠であることが示されています。

### 2) 国

平成24年4月27日に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、持続可能な社会を構築する上で、地域資源の活用や人づくり等が極めて重要かつ不可欠な基盤になるとして、9つの優先的に取り組む重点分野の1つに、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を位置づけています。

その中で、それぞれの地域における自然、社会、経済等の特性に合わせた地域づくりが不可欠であるとされています。また、その際に地域に存在する資源を発見し、活用する人づ

りや、地域と地域、人と人を結ぶネットワークづくりも一体的に行う必要性があることも示されています。さらに、このような地域づくり・人づくりを進めるためには、環境に関する情報の整備及びニーズに応じた情報の提供や、環境影響評価による環境配慮の促進などの基盤を整備することが求められているということも記されています。

また、環境を軸とした成長を進める上での、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性の高まりや国連「持続可能な開発のための教育 (ESD) の10年」の動き、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育充実の必要性から、平成23年6月15日に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されるとともに、それに基づく基本方針が平成24年6月26日に閣議決定されました。

基本方針では、問題の本質や取組みの方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠とし、環境保全のために求められる人間像や環境教育が育むべき能力を挙げています。また、環境教育に求められる要素として、豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むことや、いのちの大切さを学ぶことなどが示されています。さらに、取組みの基本的な方向として、地域環境力を高めることの必要性が明記されています。

### 福岡都市圏では…

福岡都市圏では、平成23年5月に「ふくおか都市圏まちづくりプラン 第5次福岡都市圏広域行政計画」を策定しています。この計画は、「暮らす」「憩う」「結ぶ」の3つの柱を掲げ、今後10年間のまちづくりの方向性と取組みを示しています。

その中で、山地、海岸の松原、河川、公園や街路樹などの緑の連携や、玄界灘・博多湾などの海の連携、そこに暮らす多様な生きものなど、豊かな自然に住民が親しみと誇りを感じ、「かけがえのない財産」という共通認識のもとに保全し、将来にわたってその恵みを受けられるよう取組みを進めることなどが掲げられています。

福岡市では、これまでも交通、水、福祉、そして環境などの都市圏に共通する課題と一緒に取り組んできましたが、今後も各市町村が連携を一層深めて一体となり、都市圏全体として発展していくことが求められます。その際、行政単位を超えて自らを取り巻く「かけがえのない財産」という共通認識のもと、環境という観点で一つの方向性を共有することは、「地域環境力」を高めることであり、都市圏としての連携強化と、福岡市のめざすまちづくりの実現に寄与するものでもあります。